

AvanStrate 株式会社第 2 回無担保社債(社債間限定同順位特約付)  
社債権者集会決議認可公告

第 2 回無担保社債の社債権者 各位

平成 27 年 10 月 8 日

AvanStrate 株式会社

平成 27 年 10 月 2 日開催の AvanStrate 株式会社第 2 回無担保社債(社債間限定同順位特約付)(ISIN コード: JP310532BAB7)(以下「本社債」といいます。)の社債権者集会における下記の決議につき、平成 27 年 10 月 8 日付で東京地方裁判所の認可決定(東京地方裁判所平成 27 年(ヒ)第 372 号 社債権者集会決議認可申立事件に係る東京地方裁判所民事第 8 部平成 27 年 10 月 8 日付決定)を得ましたので、その旨公告いたします。

記

1. 決議された目的事項  
本社債の社債要項の一部を変更する件
2. 決議された議案の内容  
本社債の社債要項を、以下のとおり変更する。

(下線は変更箇所を示します。)

旧	新
4. 利率 年 3.02 パーセント	4. 利率 <u>(1) 払込期日から平成 27 年 11 月 5 日まで</u> <u>は年 3.02 パーセント、(2) 平成 27 年 11</u> <u>月 6 日以降平成 29 年 10 月 31 日までは年</u> <u>5.55 パーセント</u>
9. 償還の方法および期限 (1) 本社債の元金は、平成 27 年 11 月 5 日に <u>その総額を償還する。</u>	9. 償還の方法および期限 (1) 本社債の元金は、 <u>①平成 27 年 11 月 5 日に各本社債につき金 323 万円、②平成 28 年 7 月 31 日(以下「平成 28 年度第 1 回償還期日」という。)</u> に各本社債につき平成 28 年度第 1 回償還金額(第(7)号において定義する。)、 <u>③平成 29 年 1 月</u>

(新設)

31日(以下「平成28年度第2回償還期日」という。)に各本社債につき平成28年度第2回償還金額(第(7)号において定義する。)、④平成29年7月31日(以下「平成29年度第1回償還期日」という。)に各本社債につき平成29年度第1回償還金額(第(7)号において定義する。)、⑤平成29年10月31日に各本社債につきその残額の総額を償還する。ただし、第(2)号の規定に従い本社債の元金の一部の期限前償還がなされた場合には、当該期限前償還に係る元金の金額を上記の償還金額から減ずるものとする。

(2) 当社は、その時点で未償還の本社債の元金の一部または全部を、平成27年11月5日以降に到来するいずれかの利息の支払期日に期限前償還することができる。

(3) 本社債を期限前償還しようとする場合、当社は期限前償還しようとする日(以下「期限前償還期日」という。)の前25日以上60日以内に期限前償還しようとする旨その他の必要な事項を第15項に定める公告もしくはその他の方法により社債権者に通知する。

(4) 本社債の償還の方法および期限が、平成27年11月5日に本社債の元金の総額を償還する方法から、第(1)号に定められた方法および期限に変更されたことに鑑み、当社は第(2)号に定める期限前償還の実施を誠実に検討し、その償還原資確保(外部資金調達を含む

<p>(2) 本社債を償還すべき日(以下「償還期日」という。)が銀行休業日にあたるときは、その支払は前銀行営業日にこれを繰り上げる。</p> <p>(3) 本社債の買入消却は、第 18 項記載の振替機関が別途定める場合を除き、払込期日の翌日以降いつでもこれを行うことができる。 (新設)</p>	<p>が、これに限られない。)のため最大限の努力をする。</p> <p>(5) 本社債を償還すべき日(ただし、期限前償還される場合については期限前償還期日。以下「償還期日」という。)が銀行休業日にあたるときは、その支払は前銀行営業日にこれを繰り上げる。</p> <p>(6) 本社債の買入消却は、第 18 項記載の振替機関が別途定める場合を除き、払込期日の翌日以降いつでもこれを行うことができる。</p> <p>(7) 本要項において、「平成 28 年度第 1 回償還金額」、「平成 28 年度第 2 回償還金額」および「平成 29 年度第 1 回償還金額」は、それぞれ以下の規定に従い計算される金額を意味するものとする。ただし、かかる計算に際しては、1 万円未満は切り捨てるものとする。</p> <p>① 平成 28 年度第 1 回償還金額  <u>当社の平成 28 年 3 月期有価証券報告書に記載される平成 28 年 3 月期に係る連結キャッシュ・フロー計算書におけるフリーキャッシュフロー金額(以下に定義する。)</u>および<u>当社の平成 28 年 3 月期半期報告書に記載される平成 27 年 9 月 30 日に終了する中間連結会計期間に係る中間連結キャッシュ・フロー計算書におけるフリーキャッシュフロー金額を使用して算出される、平成 28 年 3 月期下半期(平成 27 年 10 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの期</u></p>
---	--

	<p>間をいう。)に係る当社の連結財務数値によるフリーキャッシュフローの金額(ただし、計算の結果算出された金額が負の値となるときは、零とする。)に0.70を乗じた金額(以下「平成28年3月期調整フリーキャッシュフロー金額」という。)(ただし、当社の平成28年3月期有価証券報告書における連結貸借対照表上の平成28年3月31日現在の現金及び預金残高から、平成28年3月期調整フリーキャッシュフロー金額を控除した金額が20億円を下回る場合は、当該現金及び預金残高から20億円を控除した金額とし、当該現金及び預金残高が20億円以下であるときは零とする。)に、第2回無担保社債負債割合(以下で定義する。)を乗じた金額を、平成28年3月31日(以下「平成28年度第1回償還基準日」という。)時点において残存する各本社債の数で除した金額</p> <p>② <u>平成28年度第2回償還金額</u>  当社の平成29年3月期半期報告書に記載される平成28年9月30日に終了する中間連結会計期間に係る中間連結キャッシュ・フロー計算書におけるフリーキャッシュフロー金額(ただし、当該フリーキャッシュフロー金額が負の値となるときは、零とする。)に0.70を乗じ</p>
--	--

た金額(以下「平成 29 年 3 月期  
上半期調整フリーキャッシュ  
フロー金額」という。)(ただし、  
当社の平成 29 年 3 月期半期報  
告書における連結貸借対照表  
上の平成 28 年 9 月 30 日現在の  
現金及び預金残高から、平成 29  
年 3 月期上半期調整フリーキャ  
ッシュフロー金額を控除した  
金額が 20 億円を下回る場合は、  
当該現金及び預金残高から 20  
億円を控除した金額とし、当該  
現金及び預金残高が 20 億円以  
下であるときは零とする。)に、  
第 2 回無担保社債負債割合を乗  
じた金額を、平成 28 年 9 月 30  
日(以下「平成 28 年度第 2 回償  
還基準日」という。)時点におい  
て残存する各本社債の数で除  
した金額

③ 平成 29 年度第 1 回償還金額

当社の平成 29 年 3 月期有価証  
券報告書に記載される平成 29  
年 3 月期に係る連結キャッシ  
ュ・フロー計算書におけるフリ  
ーキャッシュフロー金額およ  
び当社の平成 29 年 3 月期半期  
報告書に記載される平成 28 年  
9 月 30 日に終了する中間連結  
会計期間に係る中間連結キャ  
ッシュ・フロー計算書における  
フリーキャッシュフロー金額  
を使用して算出される、平成 29  
年 3 月期下半期(平成 28 年 10  
月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日  
までの期間をいう。)に係る当

	<p><u>社の連結財務数値によるフリーキャッシュフローの金額(ただし、計算の結果算出された額が負の値となる場合は、零とする。)</u>に 0.70 を乗じた額(以下「平成 29 年 3 月期調整フリーキャッシュフロー金額」という。)(ただし、当社の平成 29 年 3 月期有価証券報告書における連結貸借対照表上の平成 29 年 3 月 31 日現在の現金及び預金残高から、平成 29 年 3 月期調整フリーキャッシュフロー金額を控除した金額が 20 億円を下回る場合は、当該現金及び預金残高から 20 億円を控除した金額とし、当該現金及び預金残高が 20 億円以下であるときは零とする。)に、第 2 回無担保社債負債割合を乗じた金額を、平成 29 年 3 月 31 日(以下「平成 29 年度第 1 回償還基準日」という。)時点において残存する各本社債の数で除した金額</p> <p><u>上記①ないし③において、「フリーキャッシュフロー金額」とは、当社連結キャッシュ・フロー計算書または当社中間連結キャッシュ・フロー計算書における営業活動によるキャッシュ・フローの金額と投資活動によるキャッシュ・フローの金額を合計した金額を意味するものとする。</u></p> <p><u>上記①ないし③において、「第 2 回無担保社債負債割合」とは、平成 28 年度第 1 回償還基準日、平成 28 年</u></p>
--	--

度第 2 回償還基準日および平成 29 年度第 1 回償還基準日の各基準日において、当該基準日時点における本社債の未償還元金の総額を、①当該基準日時点における本社債およびAvanstrate株式会社第 1 回無担保社債(社債間限定同順位特約付)(ISIN コード：JP310532AAB9)(以下「第 1 回債」という。)の未償還元金の総額と②当該基準日時点における対象金銭消費貸借契約未弁済元本残高(以下に定義する。)の合計金額(以下「金融負債総額」という。)で除した数値(小数点以下第 5 位を四捨五入する。)を意味するものとする。

本要項において、「対象金銭消費貸借契約未弁済元本残高」とは、①当社と株式会社三菱東京UFJ銀行その他の金融機関との間で締結された平成 22 年 12 月 24 日付金銭消費貸借契約(その後の変更を含む。)のトランシェ B およびトランシェ C に係る未弁済元本残高、②当社の連結子会社である AVANSTRATE KOREA INC. と株式会社三菱東京UFJ銀行その他の金融機関との間で締結された平成 22 年 12 月 17 日付 LOAN AGREEMENT(その後の変更を含む。)に係る未弁済元本残高ならびに③当社とHOYA株式会社との間で締結された平成 26 年 6 月 20 日付金銭消費貸借契約(その後の変更を含む。)に係る未弁済元本残高の合計額を意味するものとする。

(8) 当社は、平成 28 年度第 1 回償還期日、平成 28 年度第 2 回償還期日および平成 29 年度第 1 回償還期日のそれぞれ 20 日前までに、平成 28 年度第 1 回償還期日および平成 28 年度第 1 回償還金額、平成 28 年度第 2 回償還期日および平成 28 年度第 2 回償還金額、平成 29 年度第 1 回償還期日および平成 29 年度第 1 回償還金額をそれぞれ公告するものとする。また、当社は、平成 28 年 3 月期有価証券報告書、平成 29 年 3 月期半期報告書および平成 29 年 3 月期有価証券報告書それぞれにおいて、平成 28 年度第 1 回償還基準日、平成 28 年度第 2 回償還基準日および平成 29 年度第 1 回償還基準日の各基準日における①本社債および第 1 回債のそれぞれの未償還元金の総額ならびに②対象金銭消費貸借契約未弁済元本残高(第(7)号に規定する各未弁済元本残高を含む。)を開示するものとする。

(9) 当社は、平成 27 年 10 月 31 日以降、対象金銭消費貸借契約未弁済元本残高に係る元本弁済は、①平成 28 年度第 1 回償還期日、②平成 28 年度第 2 回償還期日、③平成 29 年度第 1 回償還期日および④平成 29 年 10 月 31 日の各償還期日と同日に、(i)上記①ないし③の場合においては、平成 28 年 3 月期調整フリーキャッシュフロー金額、平成 29 年 3 月期上半期調整フリーキャッシュフロー金額および平成 29 年 3 月



	<p><u>期調整フリーキャッシュフロー金額のそれぞれに、平成 28 年度第 1 回償還基準日、平成 28 年度第 2 回償還基準日および平成 29 年度第 1 回償還基準日のそれぞれの時点における各対象金銭消費貸借契約未弁済元本残高割合（各対象金銭消費貸借契約未弁済元本残高を、各基準日時点における金融負債総額で除した数値（小数点以下第 5 位を四捨五入する。）をいう。）を乗じた額を、（ii）上記④の場合においては、当該時点における各対象金銭消費貸借契約未弁済元本残高の全額を、それぞれ弁済する方法によってのみ行うものとし、上記以外の期日および方法による対象金銭消費貸借契約未弁済元本残高に係る元本弁済を行わないものとする。</u></p>
<p>10. 利息支払の方法および期限</p> <p>(1) 本社債の利息は、払込期日の翌日から償還期日までこれをつけ、平成 23 年 5 月 5 日を第 1 回の支払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年 5 月 5 日および 11 月 5 日の 2 回に各その日までの前半か年分を支払う。ただし、<u>半か年に満たない</u>利息を計算するときは、<u>その半か年間</u>の日割でこれを計算する。</p> <p>(中略)</p>	<p>10. 利息支払の方法および期限</p> <p>(1) 本社債の利息は、払込期日の翌日から償還期日までこれをつけ、平成 23 年 5 月 5 日を第 1 回の支払期日としてその日までの分を支払い、その後<u>平成 27 年 11 月 5 日までは、毎年 5 月 5 日および 11 月 5 日の 2 回に各その日までの前半か年分を支払い、平成 27 年 11 月 6 日以降は、平成 28 年度第 1 回償還期日、平成 28 年度第 2 回償還期日、平成 29 年度第 1 回償還期日および平成 29 年 10 月 31 日に各その日までの分を半か年の利息として支払う。</u>ただし、<u>平成 28 年度第 1 回償還期日</u></p>

<p>(3) 償還期日後は本社債には利息をつけない。ただし、償還期日に弁済の提供がなされなかった場合には、当該未償還元金について、償還期日の翌日から、現実の支払がなされた日または弁済の提供がなされた旨を公告した日から 5 銀行営業日を経過した日のいずれか早い方の日まで、第 4 項所定の利率による遅延損害金をつける。</p> <p>(後略)</p>	<p><u>および平成 29 年 10 月 31 日等、利息期間(各利息支払期日の直前の利息支払期日の翌日から各利息支払期日までの期間をいう。以下同じ。)</u>が半か年ではないために半か年と異なる利息を計算するときは、<u>1 年を 365 日としてかかる利息期間の実日数の日割でこれを計算する。</u>なお、平成 28 年 1 月 31 日および平成 28 年 11 月 5 日においては、<u>本社債の利息の支払いは行われ</u>ない。</p> <p>(中略)</p> <p>(3) 償還期日後は本社債の元金のうち当該償還期日において償還すべき金額には利息をつけない。ただし、償還期日に弁済の提供がなされなかった場合には、当該未償還元金について、償還期日の翌日から、現実の支払がなされた日または弁済の提供がなされた旨を公告した日から 5 銀行営業日を経過した日のいずれか早い方の日まで、第 4 項所定の利率による遅延損害金をつける。</p> <p>(後略)</p>
<p>12. 財務代理人</p> <p>(中略)</p> <p>(新設)</p>	<p>12. 財務代理人</p> <p>(中略)</p> <p>(4) <u>当社は、財務代理人に対して、平成 28 年度第 1 回償還期日、平成 28 年度第 2 回償還期日および平成 29 年度第 1 回償還期日のそれぞれ 12 銀行営業日前までに、平成 28 年度第 1 回償還金額、平成 28 年度第 2 回償還金額および平成 29 年度第 1 回償還金額をそれ</u></p>

	<p style="text-align: center;"><u>ぞれ書面により通知するものとする。</u></p>
<p>13. 財務上の特約</p> <p>(1) 担保提供制限</p> <p>当社は、本社債発行後、本社債の未償還残高が存する限り、当社が国内で今後発行する他の無担保社債(ただし、本社債と同時に発行する第1回無担保社債(社債間限定同順位特約付)を含み、本項第2号で定義する担付切換条項が特約されている無担保社債を除く。)のために担保付社債信託法にもとづき担保権を設定する場合は、同法にもとづき、本社債のために同順位の担保権を設定しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(2) その他の条項</p> <p>本社債には担付切換条項等その他の財務上の特約は付されていない。なお、担付切換条項とは、純資産額維持条項等当社の財務指標に一定の事由が生じた場合に期限の利益を喪失する旨の特約を解除するために担保権を設定する旨の特約、または当社が自らいつでも担保権を設定することができる旨の特約をいう。</p> <p>(3) 担保権を設定した場合の公告</p> <p>当社が本項第1号により本社債の</p>	<p>13. 財務上の特約</p> <p>(1) 担保提供制限</p> <p>当社は、本社債発行後、本社債の未償還残高が存する限り、当社が国内で今後発行する他の無担保社債(ただし、本社債と同時に発行する第1回債を含み、本項第3号で定義する担付切換条項が特約されている無担保社債を除く。)のために担保付社債信託法にもとづき担保権を設定する場合は、同法にもとづき、本社債のために同順位の担保権を設定しなければならない。</p> <p>(2) 支払制限</p> <p><u>当社は、本社債の未償還残高が存する限り、本社債に劣後する負債の元本および利息の弁済ならびに当社の株主への剰余金の配当を行わない。</u></p> <p>(3) その他の条項</p> <p>本社債には担付切換条項等その他の財務上の特約は付されていない。なお、担付切換条項とは、純資産額維持条項等当社の財務指標に一定の事由が生じた場合に期限の利益を喪失する旨の特約を解除するために担保権を設定する旨の特約、または当社が自らいつでも担保権を設定することができる旨の特約をいう。</p> <p>(4) 担保権を設定した場合の公告</p> <p>当社が本項第1号により本社債の</p>

<p>ために担保権を設定する場合は、当社は、ただちに登記その他必要な手続を完了し、かつ、その旨を担保付社債信託法第41条第4項の規定に準じて公告するものとする。</p>	<p>ために担保権を設定する場合は、当社は、ただちに登記その他必要な手続を完了し、かつ、その旨を担保付社債信託法第41条第4項の規定に準じて公告するものとする。</p>
<p>14. 期限の利益喪失に関する特約</p> <p>(1) 当社は、次の各場合には、本社債の総額についてただちに期限の利益を喪失する。</p> <p>(中略)</p> <p>③ 当社が第13項第1号の規定に違背したとき。</p> <p>(中略)</p> <p>⑤ 当社が社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失したとき、または当社以外の者の社債または社債を除く借入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。<u>ただし、当該債務の合計額(邦貨換算後)が5億円を超えない場合はこの限りではない。</u></p> <p>(後略)</p>	<p>14. 期限の利益喪失に関する特約</p> <p>(1) 当社は、次の各場合には、本社債の総額についてただちに期限の利益を喪失する。</p> <p>(中略)</p> <p>③ 当社が第13項第1号および第2号の規定に違背したとき。</p> <p>(中略)</p> <p>⑤ 当社が社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失したとき、または当社以外の者の社債または社債を除く借入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。</p> <p>(後略)</p>
<p>(新設)</p>	<p>22. 社債権者に対する定期報告</p> <p>(1) <u>当社は、本社債の未償還残高が存する限り、各四半期末日から60日以内に、当該四半期にかかる連結財務諸表(ただし、四半期レビューを要しない。)を、当社ウェブサイトに掲示することにより公表する。</u></p> <p>(2) <u>当社は、本社債の未償還残高が存</u></p>

	<p><u>する限り、各半期末日および各事業年度末日から3ヶ月以内に、当該半期および事業年度にかかる連結財務諸表を、当社ウェブサイトに掲示することにより公表する。</u></p> <p>(3) <u>当社は、本社債の未償還残高が存する限り、前号に従い連結財務諸表を当社ウェブサイトに掲示後、実務上可能な限り速やかに、本社債の社債権者を対象とした当該決算に関する説明会を開催し、当該説明会で希望する社債権者に対して質問するための機会を設け、かかる質問に誠実に回答するものとする。かかる説明会において、当社は本社債の社債権者が電話会議システム等を利用する等遠隔地より参加できるよう最大限努力をするものとする。</u></p>
--	--

以上